

会報

2024年3月号

小山内総合法務事務所

Tel:042-773-3823

Mail:osanai.kazue8@gmail.com

ホームページ:

<http://osanai-houmu.com/>



<提供サービス>

- ・遺言書
- ・遺産分割協議書
- ・相続手続き
- ・成年後見
- ・生前贈与
- ・事業承継
- ・家族信託
- ・ファイナンシャルプランニング 他

この会報は、お世話になった方々やセミナー参加者にお届けしています。お届け先様からのご相談は初回無料です。承っています。



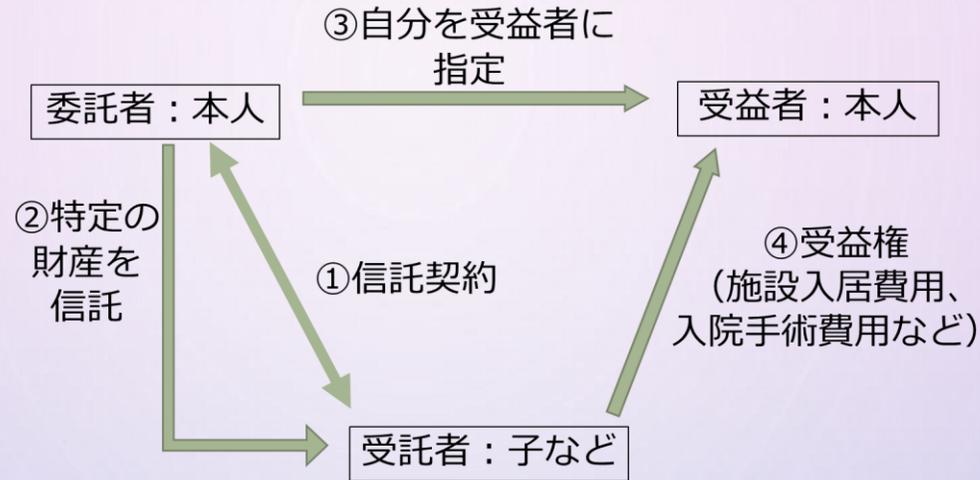
今回のテーマは「家族信託」です。

人生100年時代と言われますが、脳の健康はそれより早く衰えてきます。いわゆる認知症になる人の数は年々増加しており、内閣府の予測によると、2025年には、65歳以上の人は5人に1人の割合で認知症になるようです。また男女の比率で見ると、女性は男性より6割くらい多いようです。認知症になると、預金に関する手続きや不動産などの重要な財産の処分などは、本人はもとより家族さえもできなくなります。施設への入居契約なども困難になります。

そこで方策として考えられるものとして、以前ご紹介した「任意後見制度」がありますが、一度この制度を利用すると、後見監督人を生涯解任できないなどの課題が指摘されており、現在政府で制度改正の検討がなされています。

他の方策として「家族信託」があります。これは、本人が委託者兼受益者となり、自分の親族などを受託者として、自分の不動産や預金などの信託財産を信託します。受託者は、施設入居費用や入院手術費用など、受益者のためのみにその財産を利用することができます。財産を託する人を委託者といい、財産を託される人を受託者といい、信託によって利益を享受する人を受託者といえます。

【家族信託の構造】



家族信託には、信託監督人や受益者代理人と呼ばれる人も契約で選任し、受託者が信託の目的、つまり受益者の保護のためにのみ信託財産を利用でき、他の利用が行われないように監督する仕組みが作られます。この制度は、高齢者の保護のみならず、例えば知的障害を持つ子供の将来のために、その保護を受託者に託すというような利用もなされます。

信託法という法律に定められたルールに従って、当事者、信託財産の内容、信託目的の設定、監督の仕組み、委託者死亡後の信託財産の帰属など、多角的な視点から家族信託は組成され、それに基づいて家族信託契約書が作成されます。家族信託の組成には高度の専門性が要求されます。ご関心のある方は、どうぞ当事務所にお問い合わせください。